

にしなか 田園まちづくりニュース



田園まちづくり活動が はじまります！

西中まちづくり協議会は、まちづくり協議会設立総会を経て、「田園まちづくり計画」の策定に向けて活動がはじまりました。

10月31日（金）には、役員9人、市役所開発審査課職員2人、アドバイザー1人が参加し、「第1回まちづくり協議会」を開催しました。

田園まちづくり制度について学習するとともに、今後の活動の進め方や、住民のみなさんへのアンケートの方法などについて、協議しました。

今後、アンケート結果を生かしながら、役員会にて田園まちづくり計画について検討を進めていきます。

「まちづくりニュース」でまちづくり協議会での検討状況や、アンケート結果など、お知らせしていきます。

【田園まちづくりについて】

田園まちづくりとは？

- ・自然環境や農地、集落からなる田園地域で、“地域の魅力を活かした暮らしやすいまち”をつくるのが、「田園まちづくり」です。

まちづくりの担い手は？

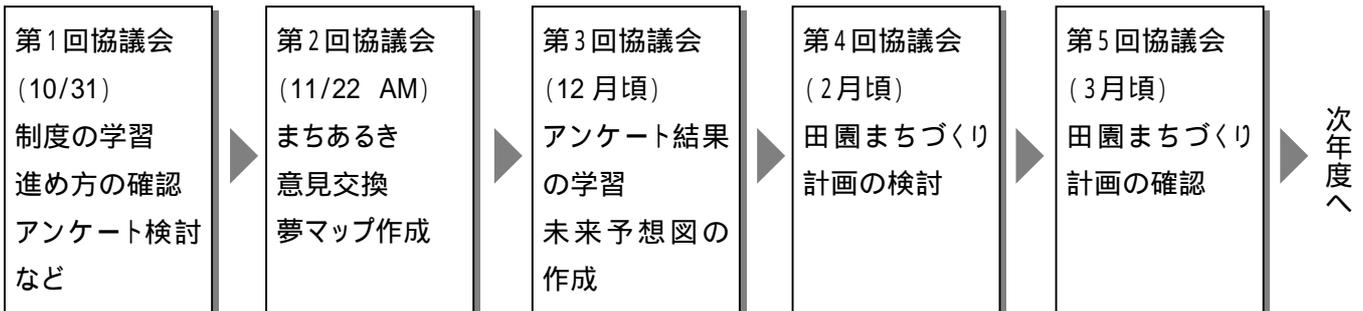
- ・町内会を中心にまちづくり協議会を組織し、住民参加（住民パワー）で、集落の将来像を形作っていきます。
- ・市役所やアドバイザーが支援します。

何をしていくの？

- ・集落でみんなが快適に暮らしていけるよう、集落の優れた環境を維持すること、困ったことや問題点を改善すること、そして集落に魅力を感じ新たにやり住みたいと思う人を受け入れる生活・事業空間を確保することが重要です。
- ・こうしたことを、まちづくりの計画として定めていきます。

まちづくり協議会 今後の進め方

今年度の活動予定は以下の通りです。アンケートでご意見を伺いながら、役員会中心に検討していきます。



第1回アンケート調査

みなさんご協力
ありがとうございました。

【田園まちづくり計画がなぜ必要なの？】

西中地区は一部を除き大部分が、市の都市計画で「市街化調整区域」に指定されています。
「市街化調整区域」では、無秩序な市街化を防止するため、開発や建築が制限されています。

市街化調整区域とは市街化を抑制する区域として、都市計画法により定められています。

農家用住宅や農業用施設、日常生活に必要な店舗などを除き、原則として開発や建築が制限され、自然環境や農業環境を守る区域です。

しかし、最近は...

人口の減少、空き地や空家の増加、高齢化の進行、店舗や工場等の廃業、既存宅地制度の廃止により新規居住者の転入が困難などにより、集落の活力が低下したり、将来の集落維持にも不安が生じています。

空き地や空家を有効活用できなかなあ

自然や農地を守りたいね

集落の主な道路はもう少し広くできないかなあ

そこで、「田園まちづくり制度」により、

- ・町内会でまちづくり協議会を組織して、
- ・田園まちづくり計画を作成します。

そして、市の手続きを経て都市計画法に基づく、「特別指定区域」が指定されると...

地域の活性化に必要な建築が許可されます
(市街化調整区域のまま一部の制限が緩和されます)

- ・地縁者や新規居住者用の住宅
- ・地縁者等の事業所 など



にしなかの歴史文化

歴史

- ・西中の歴史は古く遺跡は弥生時代にまでさかのぼります。村の形ができたのは鎌倉時代(1248年頃)なんと760年も前のことです。
 - ・江戸時代には中村が東西に分かれて、西中村と東中村になりました。
 - ・大神宮社の小社、毘沙門堂お堂が守り伝えられています。
- 遺跡(9件)
- ・西中新池遺跡、西中古墳、大藤山1号墳、塚の池1号墳、塚の池2号墳、塚の池3号墳、塚の池4号墳、塚の池5号墳、塚の池6号墳。
- 文化財(3件)
- ・西中共同墓地の層塔残欠(鎌倉時代中期)、毘沙門天立像(江戸時代)、菰池の樋。

お問い合わせ

まちづくり協議会に関することは...
まちづくり協議会会長()まで
(電話:)

田園まちづくり制度に関することは...
加古川市役所開発審査課()まで
(電話:)